

12 役職員(就任予定者を含む。)について、「役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」を確認した書類(別紙様式6)

(別紙様式 6)

役員又は職員の構成についての確認書

平成 30 年 10 月 4 日

内閣総理大臣 殿

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

代表理事 二宮 雅也

当法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）第 20 条第 1 項の規定により、指定の申請をするに際し、下記事項について確認しました。

記

指定活用団体に指定された後の当法人の役員又は職員の構成が、以下の要件に該当し、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないこと（監事についても同様）。
- (2) 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないこと（監事についても同様）。
- (3) 職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。